

軽自動車税申告（報告）書兼標識交付申請書

使いみち	富士見市に原動機付自転車（原付バイク）・小型特殊自動車の登録手続きをするとき
申請に必要なもの	<ul style="list-style-type: none"> ● 軽自動車税申告（報告）書兼標識交付申請書 ● 所有者の印鑑 ● 添付書類（登録理由により異なります。） <ol style="list-style-type: none"> 1 購入によるとき <ul style="list-style-type: none"> ● 販売証明書 2 個人からの譲渡によるとき <ul style="list-style-type: none"> ● 廃車確認書 ● 譲渡証明書 3 名義変更（富士見市民間での譲渡）によるとき <ul style="list-style-type: none"> ● 譲渡証明書 ● 旧所有者の標識交付証明書（標識（ナンバープレート）を交換するときは旧所有者の標識を返納してください。） 4 転入により転入前市区町村で既に廃車済のとき <ul style="list-style-type: none"> ● 転入前市区町村の廃車確認書 5 転入により転入前市区町村で廃車申告していないとき <ul style="list-style-type: none"> ● 転入前市区町村の標識交付証明書 ● 転入前市区町村の標識（ナンバープレート）
申請できる方	本人または同一世帯の親族の方が申請できます。 本人に頼まれて代理人が申請するときは、委任状及び代理人の印鑑が必要です。
提出先	市役所 1 階 税務課
手数料	手数料はかかりません。
記入上の注意	記載要領 を確認し記入してください。
郵送提出の可否	不可
問合せ先	税務課 諸税係 049-252-7115（直通）

軽自動車税申告（報告）書兼標識交付申請書記載要領

- 1 この申告書は、原動機付自転車または小型特殊自動車1台ごとに作成すること。
- 2 「申告の理由」及び「種別」の各欄には、該当箇所の□（チェック欄）にレを記入すること。
- 3 「納税（申告・報告）義務者」の欄には、所有者と使用者が同じである場合は、所有者欄のみを記入すること。
- 4 「届出者」の欄には、申告に来た者が納税義務者以外の者である場合に記入すること。
- 5 「所有形態」の欄については、該当項目を○で囲むこと。
また、「5. その他」に該当する場合には、（ ）内にその詳細を記入すること。
- 6 「主たる定置場」の欄には、申告の際の主たる定置場が所有者の住所または所在地と同じである場合については1を○で囲み、それ以外の場合については2の欄にその住所または所在地を具体的に記入すること。
また、変更の申告の場合については、（ ）内に旧主たる定置場所在の市区町村名を記入すること。
- 7 「販売・譲渡証明書」の欄には、申告に係る原動機付自転車または小型特殊自動車を販売または譲渡をした者が、その者の住所または所在地、氏名または名称並びに電話番号を記入すること。なお、証明の年月日については、その販売または譲渡が行われた日を記入すること。